

令和元年 網走市議会
文教民生委員会会議録
令和元年6月21日(金曜日)

○日時 令和元年6月21日 午前10時00分開会

村 椿 敏 章

○場所 委員会室

○議件

1. 議案第1号 平成31年度網走市一般会計補正
予算中、所管分
2. 議案第2号 平成31年度網走市介護保険特別
会計補正予算
3. 議案第5号 網走市介護保険条例の一部を改
正する条例制定について
4. 議案第6号 網走市国民健康保険条例の一部
を改正する条例制定について
5. 議案第10号 財産の取得について
6. 請願第5号 学校給食の無償化を求める請願
7. 請願第6号 「子供の貧困」解消など教育予
算確保・拡充と就学保障、義務
教育費国庫負担制度堅持・負担
率2分の1への復元、教職員の
超勤・多忙化解消・「30人以下
学級」の実現に向けた意見書提
出についての請願
8. 陳情第6号 「国の責任による35人以下学級
の前進」を求める陳情
9. 陳情第7号 「給食の無償化」を求める陳情
10. 陳情第8号 「これからの高校づくりに関す
る指針」を見直し、機械的な高
校統廃合を行わないことを求め
る陳情
11. 陳情第9号 特別支援学校の設置基準の策定
及び特別支援学級の学級編制標
準の改善を求める陳情
12. 陳情第10号 臓器移植の環境整備を求める意
見書提出についての陳情
13. 行政視察について

○欠席委員(0名)

○委員外議員(1名)

議 長 井 戸 達 也

○傍聴議員(6名)

石 垣 直 樹
小田部 照
川原田 英 世
澤 谷 淳 子
松 浦 敏 司
山 田 庫 司 郎

○説明者

副 市 長 川 田 昌 弘
市民環境部長 酒 井 博 明
健康福祉部長 桶 屋 盛 樹
健康福祉部次長 武 田 浩 一
市民活動推進課長 田 邊 雄 三
戸籍保険課長 江 口 優 一
健康推進課長 永 森 浩 子
介護福祉課長 高 橋 善 彦
子育て支援課長 清 杉 利 明

教 育 長 三 島 正 昭
学校教育部長 林 幸 一
社会教育部長 猪 股 淳 一
学校教育部次長 大 西 篤
社会教育部次長 岩 本 博 隆
学校教育課長 小 松 広 典
スポーツ課長 阿 部 昌 和

○出席委員(7名)

委 員 長 永 本 浩 子
副 委 員 長 近 藤 憲 治
委 員 金 兵 智 則
工 藤 英 治
平 賀 貴 幸
古 田 純 也

○事務局職員

事 務 局 長 大 島 昌 之
次 長 細 川 英 司
総務議事係主査 寺 尾 昌 樹

午前10時00分開会

○永本浩子委員長 ただいまから、文教民生委員会

を開会いたします。

本日の委員会ですが、付託されました議案6件、請願2件、陳情5件の合計13件を審査いたします。

進行ですが、初めに市民環境部、健康福祉部関係分の審査を行います。

その後、理事者入れかえをし、教育委員会関係の議案を審査し、請願・陳情の審査を行います。

そして理事者が退席いたしまして、最後に行政視察について協議いたします。

それでは最初に、議案第1号平成31年度一般会計補正予算中、当委員会所管分のうち1項目目「消費生活相談事業」の説明をお願いいたします。

○田邊雄三市民活動推進課長 議案資料1号10ページをごらん願います。

議案第1号平成31年度一般会計補正予算中所管分の市民活動費、消費生活相談事業の補正について御説明いたします。

初めに、1の補正の理由及び内容ですが、北海道消費者行政推進事業を活用し、消費生活に関わる消費生活相談員の相談技術の向上と消費者問題に対する市民の意識向上を図るための事業費を追加補正するものです。

内容につきましては、網走消費者協会に委託して実施しています消費生活相談の相談員が、研修に参加する旅費等の参加負担金として42万7,000円のほか、金融教育、地産地消食育の出前講座、特殊詐欺に関するセミナーの開催などを予定し、それに関わる講師謝礼、啓発資材の購入、講座・セミナーの委託料、合わせて128万1,000円の経費となっています。

次に2の補正額ですが、(1)の歳出予算は消費生活相談事業に128万1,000円を追加し、補正後の事業費総額は401万6,000円となるものです。

補正に係る財源につきましては、全額北海道からの消費者行政推進事業補助金でこれを(2)の歳入予算に追加するものです。

説明は以上となります。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○平賀貴幸委員 毎年出てくる補正予算ですので、中身については大体わかるのですが、最近インターネットでの詐欺ですとか、あるいは少額のもを突然送りつけて代引きを… そんなものもふえている。いろいろと形も大分変わってきたと思うのですが、その辺についていろいろな対応も

含めて今回補正もその中でやられるのか、どんな感じなのか、概要を教えてくださいと思います。

○田邊雄三市民活動推進課長 今回の補正で事業費を追加する分につきましては、主として特殊詐欺に関するセミナーが大きな事業費となっております。高齢者に対する被害が懸念されていますので、そのところを中心にやっていきたいということで、セミナーにつきましては、現在立正大学の心理学の先生をお願いをして、どうしてだまされるのかということを中心に去年も同じようなことをやりましたけれども、今年度もそういった内容でやりたいということで考えております。

○平賀貴幸委員 わかりました。

○永本浩子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

○古田純也委員 高齢者によるセミナーを昨年も開催されたというお話を今聞いたのですけれども、実際どのぐらいの人数が参加されているのか。

○田邊雄三市民活動推進課長 昨年度は、ことしの2月19日に開催しまして参加人数は55名、講師の方につきましては立正大学の心理学の先生をお願いをして、どうしてだまされるのかということを中心に御講演をいただいたところです。

○古田純也委員 理解しました。

○永本浩子委員長 それでは、ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

お諮りします。

議案第1号平成31年度網走市一般会計補正予算中、消費生活相談事業について、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それではそのように決定されました。

○永本浩子委員長 では、次に移ります。

次ですが、議案第5号 網走市介護保険条例の一部を改正する条例制定について、議案第1号平成31年度網走市一般会計補正予算中所管分のうち、2項目目の介護保険特別会計繰出金について、議案第2号平成31年度網走市介護保険特別会計補正予算について、それぞれ関連がありますのであわせて説明をお願いいたします。

○高橋善彦介護福祉課長 議案資料30ページの資料4号をごらんください。

網走市介護保険条例の一部改正概要について御説明をいたします。

1の趣旨であります。今般介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定に関する政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、低所得者に対する介護保険料額を変更するため、当該条例の所要の改正を行うものであります。

低所得者に対する介護保険料の軽減割合の拡大につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正に伴い、給付費の5割とは別枠で消費税を財源とする公費投入により、平成27年度から一部実施しておりますが、本年10月に予定されております消費税率10%への引き上げにあわせ、段階的にさらなる軽減措置が図られるところでございます。

2の内容であります。 (1) につきましては、所得段階が第1段階から第3段階である、低所得者の介護保険料額の改正を行うものであり、詳細につきましては、中段の介護保険料段階表に改正前と改正後の基準に対する比率と介護保険料年額を記載してございます。

基準となる第5段階の介護保険料年額が6万3,576円となっており、この基準額に第1段階から第3段階、それぞれの基準費を乗じて得た額が軽減後の介護保険料年額となります。

(2) につきましては、改元による元号の改正を行うものでございます。

3の施行期日等ありますが、施行期日は公布の日から施行しようとするものであります。

経過措置につきましては、平成30年度以前の年度分の介護保険料につきまして、なお従前の例によることを定めるものであります。

条文の改正部分につきましては、31ページの新旧対照表で御確認を願います。

続きまして、議案資料の11ページをごらんください。

平成31年度一般会計及び介護保険特別会計補正予算につきまして、御説明をいたします。

1. 補正の理由及び内容であります。消費税率が引き上げられることにあわせて、低所得者の介護保険料を軽減するため、必要となる財源を一般会計から介護保険特別会計に繰り出すこととし、必要な経費を追加補正するものでございます。

先ほど御説明させていただきました、介護保険条

例の改正により減額する介護保険料の不足分として、一般会計の介護保険特別会計繰出金に1,666万円を追加補正し、介護保険特別会計に繰り入れを行い、居宅介護サービス給付費、地域密着型サービス給付費、施設介護サービス給付費における経費の財源を補正するものでございます。

一般会計における1,666万円の財源につきましては、国庫負担金が2分の1、道負担金が4分の1、市が4分の1を負担するものでございます。

一般会計及び介護保険特別会計の歳出歳入予算における補正前の額、補正額、財源内訳、補正後の額につきましては、2の補正額に記載のとおりとなります。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○村椿敏章委員 今回の軽減になる方の人数について、おおよそわかれば教えていただきたいのですが。その介護保険利用されている方というのは、何名ほどいるのでしょうか。

その辺わかれば教えていただきたいなと思います。

○高橋善彦介護福祉課長 まず、介護保険認定者ということでよろしかったですか。

○村椿敏章委員 そうですね。はい。

○高橋善彦介護福祉課長 認定者数でございますけれども、介護保険認定者数は約1,700人となっております。

続きまして今回この対象となる方ですけれども、1号被保険者で約1万1,000人いらっしゃいます。

そのうちのですね、第1段階につきましては約20%、第2段階につきましては約10%、第3段階につきましては約8%でございます。

○村椿敏章委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

○永本浩子委員長 発言するときは、手を挙げてお願いいたします。

○村椿敏章委員 わかりました。あともうひとついいですか。

今回の財源の部分の一般財源416万6,000円は、一般財源から充てるということなのですが、これに対するの交付税措置とか、そういうものはないのでしょうか。

○高橋善彦介護福祉課長 今回ですね、消費税の増税というところを見越していますので、地方消費税

があてがわれるという形になろうかと思えます。

○村椿敏章委員 わかりました。ありがとうございます。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございませんか。

○平賀貴幸委員 確認を幾つかさせていただきます。

11ページの財源補正ですけれども… 補正予算ですけれども、こういう形で来年度から一般会計の繰出金について市の負担がふえていくというのが、恒久的に形が変わらない限りは行われるということで理解してよかったですでしょうか。

○高橋善彦介護福祉課長 この軽減幅がですね、令和2年度、来年度で一応完成というような形になっております。

○平賀貴幸委員 はい、わかりました。

あともう一点確認させていただきたいのですけれども、この第1段階、第2段階、第3段階、それぞれその対象者1万1,000人のうち2割、1割それから8%ということで、人数は計算すればわかるのですけれども、参考までですけれどもこの第1段階、第2段階、第3段階で未納者の方というのは、どのくらい実際いらっしゃるものなのでしょう。所得が低くて、介護保険も払えないでいる方々は。

それについて、今わかれば教えていただきたいのですけれども。

○高橋善彦介護福祉課長 申しわけございません。

ただいまその数は、ちょっと持ち合わせてございません。

○平賀貴幸委員 審議に直接関係ないので、後でそこは教えていただければというふうに思いますが、少しでもその軽減されることによって、負担が厳しくて未納でいる状態で心理的にもそういう方々、相当良くないのだらうなと思うものですから、できるだけそういう方が減ってくればよいなと思うので引き続き取り組んでいただきたいと思えます。

市としては、国が決めてきたその政令に従って軽減率が設定されましたけれども、さらに上乗せで軽減しなければいけないような状況があるとか、そういった検討したとか経緯などあるのでしょうか。

○高橋善彦介護福祉課長 一応、今回は国の政令等にあわせてですね、軽減幅を設定しておりますので、それ以上にですね、軽減するといった考えはございませんでした。

○平賀貴幸委員 大分過去の質疑の中で、これ以上の負担が上昇するのはそろそろ限界だと思っている

という答弁が市のほうから実はあったものですから、そういったことも場合によっては必要なのかなと思ったので、ちょっと質問をさせていただきました。

以上です。

○永本浩子委員長 平賀委員、先ほどの未納者の人数については、後で出してもらう形でよろしいですか。

○平賀貴幸委員 はい。

○永本浩子委員長 ほかに何か質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

それではお諮りいたします。

議案第1号平成31年度網走市一般会計補正予算中、介護保険特別会計繰出金について、議案第2号平成31年度網走市介護保険特別会計補正予算について、議案第5号網走市介護保険条例の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それではそのように決定されました。

○永本浩子委員長 次に移ります。

続いて、議案第1号平成31年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、3項目めの子ども・子育て支援事業事務費について説明をお願いします。あわせて4項目めの子育て支援施設等利用給付費も関連がありますので、あわせて説明をお願いいたします。

○清杉利明子育て支援課長 続きまして、資料13ページ、14ページの議案資料1号をごらんください。

平成31年度一般会計児童福祉費補正予算、子ども・子育て支援事業事務費及び子育て支援施設等利用給付費について御説明いたします。

補正の理由及び内容でございますが、本年10月から幼児教育の無償化が実施されますが、やむを得ず認可外保育施設等を利用する待機児童が全国的にいることに鑑み、認可外保育施設等の利用料についても無償化の対象とすることになったものでございます。

認可外保育施設等を利用する、保育の必要性があると認定された子供の利用料の無償化を行うため、次の経費を追加補正するものでございます。

なお、認可施設の保育料等の無償化につきましては、当初予算に計上済みでございます。

次に、追加補正となります事業内容でございますが、一つ目の子ども・子育て支援事業事務費では無償化に係る事務経費としまして、人件費のうち時間外勤務手当として20万円。

消耗品費として5万円、それからシステム改修費の委託料としまして321万7,000円。

認定事務に係る経費合計で、346万7,000円を追加補正するものでございます。

財源につきましては、全額国庫補助となっております。

二つ目は、子育て支援施設等利用給付費でございますが、認可外保育施設利用料の無償化分としまして、交付金480万円。

預かり保育事業利用料の無償化としまして交付金515万円。医療給付費合計で995万円を追加補正するものでございます。

こちらの財源につきましては、国が2分の1で497万5,000円。北海道が4分の1で248万7,000円となっております。

次に補正額でございますが、歳出予算では表のとおりで、補正前の額、補正額、財源内訳、補正後の額は表のとおりでございます。

子育て支援施設等利用給付費の補正額につきましても、表のとおりで補正前の額、補正額、財源内訳、補正後の額は表のとおりでございますが、この財源内訳のうち一般財源が248万8,000円となっております。こちらにつきましては市負担分の4分の1相当額となっておりますが、本年度につきましては、国が全額負担することとなっております、一般財源としての地方特例交付金としまして財源措置がなされます。

次に歳入予算につきましては、補正前の額、補正額、補正後の額は表のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○村椿敏章委員 今回の認可外保育施設の利用なのですが、前回の説明では5カ所あって、病院が4カ所、その他のところで1カ所と聞きましたが、病院の4カ所、その他の1カ所がどこなのかというのは差し支えなければ教えていただきたいのですが。お願いします。

○清杉利明子育て支援課長 北海道のほうに届け出が出されている施設ということで病院内託児所としましては、こが病院。今、名称変わりましたが

も、旧脳神経外科病院。それから向陽ヶ丘病院。網走厚生病院の4カ所。

それから、保育施設としましては、オホーツクスパーククラブの以上の5カ所となっております。

○村椿敏章委員 ありがとうございます。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございませんか。

○金兵智則委員 今回の4カ所ということでお伺いさせていただいたのですけれども、また新たにそういう病院内であるとか企業内であるとか、そういう託児所が登録になった場合、認可外で出た場合、これも無償化という対象になっていくのかについて確認をさせていただきたいと思います。

○清杉利明子育て支援課長 今お話のありましたとおりこの対象施設というのは、北海道に届け出をしている施設が対象施設になっておりまして、今後届け出がなされて道のほうで認められれば対象施設となってきます。

○金兵智則委員 もう一点。今年度に限っては一般財源が地方特例交付金で戻ってくる… という言い方でいいのか、本年度については、市の持ち出しはないよということだと思うのですけれども、次年度以降は新たな持ち出しが市として、一般財源の部分に関しては、市として持ち出しをしなければいけないという理解でよかったですでしょうか。

○清杉利明子育て支援課長 そのとおりでございます。

○金兵智則委員 この無償化については、御期待されている親御さんが多いのかなというふうに思いますけれども、その前の部分でこちょっと無償化の件で一点お伺いしたいのですけれども、なんかその無償化に伴う件で保護者の方々に説明会みたいなことを何か予定されていることはあるのでしょうか。

○清杉利明子育て支援課長 今後ですね、事務処理の部分ですとかそういう部分の詳細がですね、整いましたら通っている保護者、それから関係する施設等への説明なりお知らせなりはしたいというふうに考えております。

○金兵智則委員 理解をさせていただきました。

多分皆さん思っているイメージと実際のところ、多分、ちょっとした違いも出てくるのかなと思いますので丁寧な説明をお願いしたいなと思います。

以上です。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございませんか。

○平賀貴幸委員 対象者の確認を少しさせていただきたいと思います。

待機児童と認定された方のみが、この認可外保育園の対象に待機児童というふうになるのか、それともそうではなくて、認可外保育園のうち道認可、道の届け出をしているところは全て対象になるのか、ちょっと確認させていただけますか。

○清杉利明子育て支援課長 全ての方ということではなくて、認可外保育施設等の利用給付費につきましては、保育認定、保育が必要であると認められた子供たちの利用料ということになっておりまして、今現在は幼稚園が1号、それから保育の部分が2号と3号と3区分となっていますが、この利用給付費にあたっては新たな認定区分というのが設定されますので、無償化となるためには改めて新しい保育認定の申請をしてもらいまして、認定を受けていただくということはやっていきます。

○平賀貴幸委員 はい、実はそこがすごくわかりづらいところだと思っております、一般的には対象になるんじゃないかというふうに思っている方、そのままいいのかなど思っている方もいらっしゃるのですよね。

今、金兵委員からも説明あったのですが、その辺の説明を丁寧にやっていかないと自分もなると思っていたのに実はならなくて、なんでだっという話が結構出てきやすいのではないかなと思うのですけれども、その辺の配慮をぜひお願いしたいと思えますけれども、どうでしょうか。

○清杉利明子育て支援課長 その認定のですね、申請等につきましては、例えば各施設にお願いをしまして施設のほうで取りまとめていただくですとか、そういうことで保護者負担を減らすような形で考えております。

○平賀貴幸委員 たまたま希望する保育園にどうしても入れない関係で、託児所に入るという方の場合、その手続を知らないです、なかなかそのところに自己負担で通えないのだとか、そういった悩みが出てくる可能性もあるので、施設にだけ任せるのではなくて、市のほうでも積極的に広報が必要だと思うのですけれども、どうですか。

○清杉利明子育て支援課長 その辺は、丁寧に周知について努めていきたいというふうに思います。

○平賀貴幸委員 はい、ぜひ進めていただければというふうに思います。

まだ通っていない人にも、その情報がしっかり届いていないと、ここはそごが出る可能性が私はあるということをやっと心配しているところです。

それから先ほどの予算に、預かり保育の分も含まれていると伺いました。

これ、幼稚園の預かり保育のことだと思うのですが、ここは保育に欠けるとかそういうことではなくて、その園に通っているお子さんであれば、全てその対象になるということで考えてよかったですでしょうか。

○清杉利明子育て支援課長 先ほども御説明させていただきましたが、子育て支援施設等の利用給付費の部分につきましては、新たな保育認定を受けていただいて、保育の必要性がある方のみというふうな形になります。

○平賀貴幸委員 そうすると、幼稚園に通っている方々、今までにそういう認定なしで預かり保育をその園との契約で通常使っていたのですけれども、そこにそういった形での変化があるということですね。

その辺は、園を通じて周知するという考え方でいいということでしょうか。

○清杉利明子育て支援課長 今現在、幼稚園等で預かり保育を受けている方たちにも、その辺は丁寧に周知し施設にも御説明いたしますし、保護者のみなさんにも丁寧に周知をしていきたいというふうに思います。

○平賀貴幸委員 たまたま、幼稚園教諭時代に預かり保育が始まる時に、その制度設計をやっていたものですから、そんなに難しい形じゃなく使っていたので、ちょっと手続がまたふえると結構混乱するのだらうと思うので、その辺ぜひ丁寧にやっていただければと思います。

以上です。

○永本浩子委員長 ほかにございませんか。

[「ございません」と発言する者あり]

それではお諮りいたします。

議案第1号平成31年度網走市一般会計補正予算中、子ども・子育て支援事業事務費及び子育て支援施設等利用給付費について、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それではそのように決定されました。

○永本浩子委員長 次に移ります。

続いて、議案第6号網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について説明をお願いします。

○江口優一戸籍保険課長 議案資料32ページ、資料5号をごらん願います。

議案第6号網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

条例改正の趣旨でございますが、国民健康保険の保険料について負担の適正化を図るため、当該保険料の負荷限度額及び所得の少ない被保険者に対して課する保険料の算定に係る基準を見直すことを内容とする国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、本市においても同様の取り扱いとするよう、当該条例の所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、(1)の目次と本文のずれを改めるもの。

次に(2)の国民健康保険料の基礎賦課限度額を58万円から61万円に、3万円引き上げる改定を行うものでございます。

また(3)にあります、所得の少ない被保険者に対する均等割額及び平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を27万5,000円から28万円に、2割軽減につきましても、被保険者に乗ずる金額を50万円から51万円にそれぞれ引き上げるものです。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものとし、またこの条例による改正後の国民健康保険条例の規定は平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例によるものとしております。

議案資料をめくっていただきまして、33ページから34ページは条例改正の新旧対照表となっております。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○村椿敏章委員 今回の総賦課限度額58万円から61万円になる方、対象となる方は何世帯あるのか教えてください。

それから、今年度から資産割を下げた分、1,720万円収入が減るということなのですけれども、そこに今回の58万から61万円に上がったところで補われると思うのですけれども、その辺についても教えてください。お願いします。

○江口優一戸籍保険課長 はい。今回、限度額が3万円引き上げることになりまして、該当する世帯と

しましては約350世帯が適用になるものと考えております。

つきましては、約1,000万円の保険料としては増額が見込めると考えております。

また、31年度保険料率につきまして、資産割を引き下げるといふふうになっておりますけれども、その引き下げのことによって約1,700万円が減額になると見込んでおりますが、この限度額の引き上げに伴う1,000万円は、その穴埋めの一部というふうにも考えております。

○村椿敏章委員 わかりました。ありがとうございます。

ここの内容の(3)の被保険者均等割額の乗じる金額27万5,000円が28万円に引き上げるということになっているのですけれども、この5割軽減、それから2割軽減です。その方々の対象となる方が何人いるのか教えてください。お願いします。

○江口優一戸籍保険課長 今回の所得判定基準の引き上げに伴いまして、新たに軽減される人数でございますが、医療分につきましては、5割分で均等割、これは1人当たりにかかる分ですけれども、約19人ふえると見込んでおります。

また平等割、これは世帯にかかる分ですが、約12世帯ふえると見込んでおります。

同じく2割軽減につきましては、均等割額で20人ふえると見込んでおり、平等割では11世帯ふえると見込んでおります。

○村椿敏章委員 わかりました。

○永本浩子委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

お諮りいたします。

議案第6号網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定されました。

○高橋善彦介護福祉課長 先ほど平賀委員のほうから、第1段階から第3段階の未納者の数といったお話がございましたので、そちらについてちょっと御説明をさせていただきます。

未納者の数というお話だったのですが、収納率というところで御回答したいと思います。

平成30年度です。収納率ですけれども、第1段階で98.75%、第2段階99.88%、第3段階が99.75%となっております。

○永本浩子委員長 よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、理事者入れかえのため、暫時休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時38分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

次に、教育委員会関係に入ります。

初めに、議案第1号平成31年度一般会計補正予算中所管分、陸上競技場備品整備事業の説明を求めます。

○阿部昌和スポーツ課長 議案資料の15ページをごらんください。

平成31年度一般会計スポーツ施設整備費補正予算、陸上競技場備品整備事業について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります。当初予算に計上いたしました陸上競技場の備品整備費のうち、ハードルの整備に対するスポーツ振興くじ助成金、通称totoの交付が決定いたしましたことから、その財源を補正するものでございます。

補正の内訳でございますが、歳入では陸上競技場備品整備助成金としまして365万6,000円の追加補正を行い、これに伴い基金繰入金を記載のとおり減額しようとするものです。

説明は以上です。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第1号平成31年度網走市一般会計補正予算中所管分、陸上競技場備品整備事業について、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定されました。

○永本浩子委員長 次に移ります。

続いて、議案第10号財産の取得について説明をお願いいたします。

○小松広典学校教育課長 議案資料39ページ、資料9号をごらんください。

議案第10号財産の取得について御説明申し上げます。

取得いたします財産は、現在市内小中学校のう

ち、郊外校に通学する児童生徒の登下校のために運行しているスクールバスでございまして、老朽化が進んでいることから新規に購入するものでございます。

去る令和元年5月28日に指名競争入札を行い、入札の結果、契約内容は資料に記載のとおりでございます。

取得財産の予定価格が、網走市財産条例第2条の規定に該当しますことから、本契約の締結に当たりまして本議会の議決を得ようとするものでございます。

取得する財産の概要につきましては記載のとおりでございます。

納入期限は令和2年2月28日でございます。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○金兵智則委員 まずは老朽化が進んでいるということでもございましたけれども、どれぐらい使用されたものなのか、お伺いしてもよろしいでしょうか。

○小松広典学校教育課長 今回更新するバスにつきましては、平成15年登録という…登録のバスとなっております、すいません。

平成9年登録のバスとなっております。

今運行しているバスにつきましては、バス会社が所有しているバスとなっております。

バス会社が保有しまして、運行委託をしているというバスになります。

○金兵智則委員 平成9年のものを、バス会社に委託して運行してもらっているという意味なのでしょうか。

○小松広典学校教育課長 今スクールバスをですね、運行している8路線8台のバスがあるのですが、そのうち3台がバス会社所有で、残り5台が市所有のバスとなっております。

そのうちの3台のうちの1台を、今回市所有の分として更新するというような購入の内容となっております。

○金兵智則委員 市所有で購入する。

平成9年に登録したものであるということでは、それはそれで間違いはないのですよね。

どちらが所有しているかは、バス会社のものかどうかというのはわかったのですけれども。

平成9年のもので、今から考えれば22年経っている。だから、老朽化しているから更新するという理

由だと思うのですけれども。

このバスって、この議会の承認が必要で、承認があったら本契約ということになると思うのですけれども、納入期限ってこんなにかかるものなのですか。

○小松広典学校教育課長 バスにつきましては、それぞれオーダーメイドのような形になるものですから、オプション… 基本のベースの車両がございましてけれども、あらゆるオプションが発生するものですから、基本的にはもうオーダーメイドという形で、これだけの期間を要するというので、この日付を2月28日納期としております。

○金兵智則委員 わかりました。

じゃあこれぐらいかかるのだというという理解しかなないのかなと思いますが、せっかく新しいバスをつくるので早く使えたらいいのかなと思いますけれども。

ちなみにほかのまちとかに行くと、よくそのスクールバスなんかにはゆるキャラを載せたりだとか、これは網走のスクールバスなのだよっていうのがほかのまち… このまちのスクールバスというのが、スクールバスというか、このまちのものなのだというのはすぐわかるようなラッピングみたいな… ラッピングというのですかね。されている町が多いのですけれども、そのようなことをこのバスでは考えていないのですか。

○小松広典学校教育課長 当市所有のバスにつきましてはまず網走市の表示、それからスクールバスであることの表示をしております。

ラッピングとなりますと、結構な費用がかかるということで聞いておりますので、今回については考えてはおりません。

○金兵智則委員 ちなみにどれぐらいかかるものなのですか。

○小松広典学校教育課長 そこまではまだ… もともとオーダーの段階で入れる予定がなかったものですから、精査はしていないのですけれども、面積にもよりますし、どれぐらいの大きさで、どれぐらいというのは… 今回は入れる… ラッピングするという予定がなかったものですから、金額的には押さえておりません。

○金兵智則委員 もともとは高額だからやめたわけじゃなくて、もともとその発想がなかったってことですよ。

そういう多分、御答弁だと思うのですけれども、

そういうことも今後考えていってもいいと思うのですけれどもいかがですか。

○小松広典学校教育課長 ほかの自治体の内容ですね。やっている内容ですとか、勘案しましてちょっと研究してまいりたいと思います。

○金兵智則委員 いろいろと、もう考えていかないといけないのかなと。せっかくですからね。

「網走市」って小さく書いてあって、「スクールバス」って書いてあって… わかります。網走市のスクールバスだということはわかります。

もうちょっと何かしらのアピールも含めていろいろと考えていただきたいと思います。

僕からは以上です。

○永本浩子委員長 ほかにございませんか。

○平賀貴幸委員 40ページ辺り地債の関係で、このバスは入れられるのだからという財源、理解はしているのですけれども、それで間違いがなかったかということと、これで見ると能平辺地なので、ここを走るバスになるという形で理解していいのかを確認したいのですけれども、いかがでしょうか。

○小松広典学校教育課長 はい。そのとおりでございまして、能取線に充てる予定でございまして。

○平賀貴幸委員 現在のバスと比較して大きくなってのぐらいになるのでしょうか。

変化がないのか、より大きくなるのか、小さくなるのか、どんな感じなのでしょう。

○小松広典学校教育課長 今現在運行しているバスは、大型バスになります。

今回購入するバスは中型バスになりまして、席にしまして37席、正座席37席のバスになります。

ここにつきましては、バスの取り回しですね。

転回等の… まず第一に乗車する児童生徒数の今後の見込みにかかる部分と、あと運行する際のですね。取り回しですね。

転回等の取り回しがございまして、今回中型という形での購入としております。

○平賀貴幸委員 理解をさせていただきました。

先ほど金兵委員からもあったとおり、私もそのラッピングっていうのは、せっかくこの子供たちが新しいバスに乗るので考えるべきだと思いますし、市で予算がなければですね、市内の企業にそういった教育的配慮を含めて協力をいただきながらですね、何らかの網走らしいデザインを施す。そんな支援を受けるのもひとつのやり方だと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

ところでなんですけれども、建設港湾部のこういった財産取得の資料には入札執行日が書いてあるんですけれども、教育委員会と建設港湾部ではないところは書いてないのですけれども、これ何か記載、統一感を持ったほうがいいんじゃないかと思うのですけれども、その辺は何かルールとか特にないのですか。ないのでしょうか。

○川田昌弘副市長 今回の資料の統一感がないというのは、実際理事者側もそういうふうな判断をしております。

今までは、1件だけということでしたらそういうふうな指摘もなかったのですが、今回こういうふうになってみて、各所属課で異なった様式になっているということは、ここは統一したいというふうに思っています。

○永本浩子委員長 ほかにございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第10号財産の取得について全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、そのように決定されました。

では、理事者入れかえのため、暫時休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前10時51分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

次に請願2件、陳情5件について審査を行います。

全ての案件の審査が終了した後に、採択すべきものと決定した案件につきましては、意見の文案について御意見いただくこととなります。

初めに、請願第5号学校給食の無償化を求める請願について審査いたします。

陳情第7号でも、給食費の無償化を求める陳情が出ておりますけれども、請願第5号が市に対するもので、陳情第7号は国に対するものですので、別個として取り扱いたいと思います。

それではまず、請願第5号学校給食の無償化を求める請願について、皆さんの御意見をお示しいただきたいと思います。

○村椿敏章委員 学校給食の無償化ですけれども…

○永本浩子委員長 少し大きな声でお願いします。

マイクを向けてください。

○村椿敏章委員 声が小さくて申し訳ないです。

今回の請願にあるように、憲法26条では義務教育は無償とするとあり、給食費も無償化すべきと考えております。

この間昨年でもですね、無償化を求める質問を松浦議員がしていますが、そのときにやっぱり問題になっていたのは、給食費が払われないという問題がありまして、滞納の問題があると思っておりますが、昨年ときには… 昨年… またことしのですね。

ことしの事案です。

平成30年の滞納がですね、どれくらいあったのかっていうのが、今回さきに理事者の方にお聞きしたいのですが、そこを確認したいのですけれども、よろしいでしょうか。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午前10時54分休憩

午前11時03分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

村椿委員への答弁から。

○小松広典学校教育課長 給食費の未納率なのですが、平成30年度の率になりますけれども0.39%という数字になっております。

○村椿敏章委員 平成29年度のときも0.39%で、30年度も0.39%ということですね。

先ほども言いましたように滞納した方の対応は、学校の先生やPTAの方がされていると思うのですが、その辺の対応については0.39%ということはわかりました。

請願の第5号については採択すべきと考えております。

あわせて、陳情第6号…

○永本浩子委員長 別個でやりますので。

○村椿敏章委員 それは別なですね。わかりました。

○永本浩子委員長 ほかに。

○平賀貴幸委員 請願については基本的に採択だけでも、ちょっと確認したいのですけれども、これは無償化にした場合に大体どのくらいの金額が網走市の場合だとかかるのか、理事者のほうでわかりますでしょうか。

○小松広典学校教育課長 給食費の仕組みなのですが、学校給食にかかる経費の負担につきましては市民の皆さんの税金で賄う部分と、それから保護者に負担していただく部分がございます。

これは学校給食法で区分されているものなのです

けれども、運営に必要な施設設備の整備費、それから調理従事職員、人件費になります、については学校の設置者が負担し、それ以外の経費である食材料費、光熱水費等は保護者の負担とすることとなっております。

当市においては、食材料費のみを保護者負担としているところでございます。

数字の区分なのですけれども、毎年児童数ですとかいろいろな要素によって変動はあるのですけれども、ことしの見込みを立てて、児童数と給食の提供日数、それから単価で積算していたものがございませぬ。その金額につきましては、およそ1億3,000万程度が給食費として、食材の給食費の金額と見込んでおります。

それから準要保護の関係で、要保護、準要保護の関係で公費を充当している部分がありますので、それが3,000万程度と、こちらの数字につきましても毎年変動があるのですけれども、30年度の決算数値を使っております。

差し引きしますと、1年間当たり1億程度の金額というふうに捉えております。

○平賀貴幸委員 約1億円の経費がふえるということで、そこでいろいろ考えなきゃいけない。

これは確かに、あるのだろうなってことを改めて理解をしたところでした。

一方でですね、ついきのうですよ。おとといでしたか。教職員に対する負担が、やはり日本は大変重いのだということが、各紙の一面の記事に載るなどですね、改めて国際的にも問題なのだということが浮き彫りになったところです。

先ほどの村椿委員の質疑でもありました。給食費が私会計になっていることもあって、やはり先生たちの負担というのが大きいですね。

その先生の負担のひとつになっているのは、私は間違いないのだというふうに思います。

そこも加味しながら、考えなきゃいけないというのも一つあるのだと思います。

働き方改革を含めてですね、先生たちの負担をなくしていくという観点から、私としてこれは必要だと思いますし、未納者がいて子供たちができるだけ嫌な思いをしないように、学校でも配慮されていることは重々承知していますけれども、それでもなおやはりいろいろな思いをする子って、私は絶対にゼロにはできないのだろうと思うのです。

それを考えると無償化というのは、私はやらなけ

ればいけないことなのだろうなというふうに思います。

各政党も、無償化が必要だっていうところもふえてきているのもよくわかりますし、またその所得制限をしないということも大事なポイントだと思うのですよね。

格差社会を何とかしようというところの、先にもう行かなきゃいけない時代だと思います。そもそも、格差を生まないような仕組みをどうつくるのかということを考えなきゃいけないですね。

それを考えたときに、やはり網走市としては子供たちの未来、特に健康をキーワードとした網走市ですので、そこを考えるとやはりこの請願はしっかりと採択をして、子供たちの心身の健康と未来をしっかりと保障していくまちに網走市はなっていくべきだと私は思いますので、ぜひ採択していただきたいというふうに思います。

○永本浩子委員長 ほかに。

○工藤英治委員 給食費の無償化。これ、所得制限を撤廃して無償化というのは、まだ網走市の財政等を考えると同意しかねるという立場でございませぬ。

○永本浩子委員長 ほかにございませぬか。

○古田純也委員 はい、先ほどのやはり1億の支出というのは、市の財政を考えると大変困難なことだと私も思いますので、継続をお願いいたします。

○永本浩子委員長 はい継続。あとよろしいでしょうか。

○平賀貴幸委員 工藤委員が先ほど所得制限をしないでということでありました。

その第一歩、もし進められるならば所得制限してでもやむを得ない部分もあるのかなと思います。

もしその「所得制限をしないで」を外してでも、無償化を実施することに同意をいただけるのだったら、私はそれはそれでいいのかなと。

継続と言っていらっしゃる委員もいるのであれですけれども、本来は所得制限しないほうがいいのが間違いないですけれども、ただ一歩でも前に進めることを考えると「所得制限をしないで」の部分を外してでも、意見書の中で、意見書というか市に対して、これは採択した上で市に対してはそういった申し出をするということも考えられるのかなと思います。

また財源については、十分かどうかはいろいろ精査ももちろん必要だと思います。

ふるさと寄附を充当するというところが、こうい

ったものを財源にすることについて私は適切だと思うので、その辺のことは市の財政負担は確かにありますけれども、そういった財源もあるということを考えて、私は実施可能ではないかと思うところで

す。
○永本浩子委員長 平賀委員。これから委員間討議をしたいということでよろしいのでしょうか。

それでは、その件の申し入れをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、討議の申し入れがないようですので、現在の…

○平賀貴幸委員 今申し入れるつもりだったのですが、申し訳ありません。

では、通常というか今までは委員長のほうから振られて、それでは「委員会討議に移ります」という形だったので、委員からというのはあまりなかったので、そういうふうに申し上げませんでした。討議をしたいと思っておりますので、ぜひお願いいたします。

○永本浩子委員長 それでは委員会討議を行いたいと思えます。

平賀委員のほうから、今御意見がありましたけれども、それに対して討議ございませんか。

○工藤英治委員 低所得者などに関しましては、それなりに補助制度などがあるはずなのですね。

それ以上の所得ある人に対しては、当然負担していかなければ…、国の制度が変われば別ですよ。

そうでない限りは、網走市が独自に無償化という、特に所得制限を外した形ではするべきではない。

ちょっと聞きたいのは逆に言うとね。所得制限ある… 所得が幾ら幾ら以上は無償化とか、今現在あるのですか。

○小松広典学校教育課長 先ほど1億円の見込みの積算の内容も、ある程度説明させていただきましたけれども、要保護、準要保護の部分というのが所得によってですね、扶助費、給食費の扶助をしているというような制度となっておりますので…

○永本浩子委員長 それでは、暫時休憩いたします。

午前11時14分休憩

午前11時15分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

工藤委員への答弁から。

○林幸一学校教育部長 工藤委員のお尋ねの件ですが、要保護というのは生活保護世帯のことを指しております。

準要保護世帯に関しましては、準要保護、児童生徒の認定ということなのですが、こちらは生活保護法に基づく生活基準額で1.3倍未満というものを設定しております。こちら生活保護法の基準が平成25年度に改正があったのですが、そのときから1.3倍をうちの場合は維持しております。

そのうちで準要保護の率なのですが、平成30年度におきましては認定率としては23.7%と。小中学校合わせて23.7%ということになっております。この23.7%の児童生徒の分の給食費を、市で負担しているということになります。

○工藤英治委員 いずれにしてもさ、今の現状の中でね、回していく理由ね、ないと思うのです。あくまでも所得制限。所得制限を外してまで負担をね、強いるべきでないということはいえませんが、

○永本浩子委員長 ほかに。

現在のところ、意見の一致を見ておりませんが、継続ということになるかと思っておりますけれども。継続審議ということで審査することを、報告することで決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

○永本浩子委員長 次に移ります。

請願第6号「子供の貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書提出についての請願について審査いたします。

この請願について、委員の皆さんの御意見をお示しいただきたいと思えます。

○工藤英治委員 過重労働という面では誰もがね、認める。それこそ働き方改革の中ではね。

顕著に教職員の過重労働というものが叫ばれている中、使命感とか情熱だけで学力の向上というのは、今求められない時代と思っております。

そういった観点では、いろいろ改善しなければならぬと思っております。

来年4月から英語の小学校の教育必修化、またプログラミングの導入など、再度仕事の量がふえる。

その中で対策というのは、当然さきの学校給食

の問題だけではなく、別問題として過重労働事務に対しては対処していかなければならない時代が来ていると思っております。

その中で学校教育…基本がね、学校教育の向上という観点からいくと、30人学級、30人以下学級はね。必須なのか。

また、少なくとも記の5番の中で「高校授業の無償化制度、所得制限撤廃」等にはちょっと違和感を感じるので、1、2、3、4ぐらいまでせいぜいなのかな。

だけれども、5番に関してはちょっと同意しかねるような面があるなど思っております。

○永本浩子委員長 5番がなければ、採択ということでもよろしいでしょうか。

○工藤英治委員 はい。

○永本浩子委員長 ほかに御意見。

○古田純也委員 やはり国の財政、社会保障の増大で、財源にも余裕がないということで、記の1についてはちょっと認識が異なります。

また、記の5についても、外交や安全保障にもつながる他国との国家関係にも及ぼす恐れがありますので、この場で安易に判断すべき性質のものではないということで、記の5を削除の上、意見書を作成するのであれば同意できます。部分採択です。

○永本浩子委員長 1に関しても削除ということでしょうか。

○古田純也委員 はい。

○永本浩子委員長 記の1と5を削除すれば、採択ということでもよろしいですか。

○古田純也委員 はい。

○永本浩子委員長 ほかに。

○金兵智則委員 はい、工藤委員から最初にあったとおり、やっぱり先生方の多忙の解消、それにより子供たちにきめ細かい教育ができること、そして教育の均等ということで、どこで教育を受けられても、親の生活に関係なくきちんとした教育は受けられることということで、毎年この請願を出させていただいています。

5番があったかどうかまではあれなのですけれども、同じような内容のものを出させていただいています。

今の1番に関しては、国の国家予算がというお話で同意しかねるという話があったのですけれども、網走市として網走市の子供たちのために教育をしっかりしていこうという網走市の市議会議員、市民の

代表という立場で国の状況も無視しちゃいけないのは重々わかりますけれども、国に意見をきちっと申し上げることは必要だと思いますので、5番についてはもろもろ皆さんから意見がありましたので、その部分については、あれなのかなと思いますけれども、1番についてはしっかりとやっぱり国に申し上げ、述べていかなければいけないのじゃないのかなというふうに考えますので、私どもとしては全て採択していただきたいのですけれども、採択の上で意見書の中で… という文言整理という形は理解をしたいなというふうに思っております。

○永本浩子委員長 記の取り扱いをちょっと検討の上で、採択ということでもよろしいですね。

はい。ほかに。

○平賀貴幸委員 私も意見書、失礼しました。

請願自体は採択していただいて、意見書の中で整理をしていただければと思います。

5番についてはいろいろな意見がありますし、そういった考え方があることも、採用するかどうかは別として、そういう考えであるということは理解ができなくはないのでいいのだと思います。

問題は1番だなと私も同じように思っています、読むとですね「義務教育費を無償とするよう」と書いてあるのですよ。

これを削ってしまうと、義務教育を有償にしたほうがいいということになるのかなと思ってしまいますが、憲法で無償化すると書いてある、無償とすると書いてある以上、これは外せないですね。

当然そこをちゃんと維持してくださいって意味ですから。

その辺の文言を尊重しつつ、整理していくべきところがもしもあるのであれば整理をして、意見書のときに反映していく。それでいいのではないかとと思うものですから、ぜひ御検討いただきたいと思います。

○村椿敏章委員 私は、請願6号について採択すべきと思っています。

先ほどの1番、5番についてですけれども、意見書のところで精査していただけたらと思います。

1番はやはり抜かないで、整理をしていただきたいと思っています。

○永本浩子委員長 5番に関しては…

○村椿敏章委員 そこは整理をしていっていいと思っています。

○永本浩子委員長 5番に関しては削除してもOK

ということで、1番はぜひ残した形で採択していただきたいということでよろしいでしょうか。

○村椿敏章委員 お願いします。

○永本浩子委員長 では、大まかな採択の方向なのですけれども、この記の1番と5番の扱いをどうしたらいいかということで、検討したいと思います。

まず、大方の意見として5番の削除はOKということでもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では5番は削除ということで。

次に1番の扱いを、記の1の扱いをどうするのかということなのですけれども、ここがちょっと意見が分かれているところですが、何かこの件に関して…

○近藤憲治副委員長 請願第6号につきまして私どもの会派といたしましては、この記の1の後段に書かれている部分ですね。「義務教育国庫負担金の負担率2分の1復元」という、かなり具体的なあり方を記載されていますが、この部分の認識が異なるというふうに考えております。

ですので、前段平賀委員がおっしゃっていた「義務教育を無償とするよう」という部分ではなくて、当面以降の文言を意見書で修正をすることが可能であれば、1も生かしたまま採択できるというふうに考えております。

○永本浩子委員長 それでは、この記の1の後段の「義務教育国庫負担金の負担率を2分の1に復元すること」というところの削除があれば、採択でOKということでもよろしいでしょうか。

○平賀貴幸委員 その前に、この意見書自体を採択していただくのか、それで採択していただいた上で…失礼しました。請願自体を採択していただけるのか、そしてその上で、意見書で文言の整理をするのかということをも整理していただきたいと思えます。

○近藤憲治副委員長 はい。意見書としては採択をしていただいて…失礼しました。

請願としては採択をさせていただいて、意見書で文言の修正なのですけれども、正確に言うと部分採択という考え方になろうかと考えております。

○平賀貴幸委員 部分採択でやむを得ないというのなら、部分採択でもやむを得ないと思いますが、できれば本来なら全て請願を採択していただいて意見書で整理というのが望ましいのですけれども、どうしても部分採択だけ難しいのであればそこはやむを

得ないと思います。

その上で、もし部分採択ということであれば、文言の整理は1の後段を削除しなくても、その「2分の1復元すること」の文章表現を修正することで対応できるのではないかと思うので、そこは確認できればその後の議論に移ればと思います。

○永本浩子委員長 それでは、今御意見ありましたように…

○近藤憲治副委員長 今、平賀委員から御発言あったような形で、その「2分の1に復元されるよう」という具体的な表記を意見書の中で調整をすること、それから、先ほど部分採択という発言をさせていただきましたが、1の部分だけではなくて、5について我々の会派としては、全面的に願意として同意できないという部分がございますので、重ね重ねになりますけれども、あくまでも部分採択であるということでございます。

○永本浩子委員長 5に関しては一応削除ということで、皆さん意見の一致を見ておりますので、記の1に関するこの「国庫負担金の負担率2分の1に復元」というところを削除し、そして文言整理をする。また、タイトルもちょっと訂正をするということで、この請願に関しては採択ということでもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

部分採択で。

○平賀貴幸委員 請願が出ているわけですから、タイトルまで請願を整理して…この表題まで整理して採択とはちょっとないとは思いますが、一部採択にするにしろ、5番を削除した上で、5番を除いて一部採択をして、意見書のときに意見書のタイトルとそれから1の文を整理すると。

そういう流れにさせていただきたいと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○永本浩子委員長 わかりました。

そういったことで採択したいと思いますので。

それでは、請願第6号に関しては部分採択ということで。全会一致で部分採択することに決定させていただきたいと思えます。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永本浩子委員長 陳情第6号国の責任による35人学級の前進を求める陳情について御意見をいただきたいと思えます。

○金兵智則委員 これも多分、例年出てきているも

のなのかなと思いますけれども、今の請願… 何号でしたっけ。4号、5号… 6号。

30人以下学級という言葉が出ていますので、確か例年30人ということで抱き合わせではないですけれども意見書をそのように代用していたのかなと思いますけれども、段階的にということも書いていますけれども、30人を目指してというふうな思いでやっていますので、これ自体は採択で構わないと思いますけれども、その辺のことを対話したらいいのかなと思います。

○永本浩子委員長 ほかに。

前回これに関しては平成30年、29年、どちらも採択ということで進んでおりますので… ほかに御意見はいかがでしょうか。

○平賀貴幸委員 私も採択した上で、意見書は先ほどの請願第6号の中に入れて、反映させるということで。

ちょっと2の部分該当しますので、そういう形で整理すればいいかと思います。

○永本浩子委員長 他に御意見ございませんか。

○古田純也委員 私も採択で。

○永本浩子委員長 他に御意見ありませんか。

○村椿敏章委員 私も採択でいいです。

○永本浩子委員長 それでよろしいですか。ほかに御意見は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ということで、陳情第6号につきましては全会一致で採択ということで。

そして、請願第6号とあわせて、意見書を作成するという整理していきたいと思いますが、この点についても、これで決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたします。

○永本浩子委員長 次に陳情第7号給食費の無償化を求める陳情について審査いたします。

この陳情について皆さんの御意見、御見解をお示しいただきたいと思います。

○工藤英治委員 先ほどの続きのような中身でございますが、給食費の無償化は同意しかねます。

○永本浩子委員長 他に御意見。

○平賀貴幸委員 同意しかねるという御意見だったので、国の制度を待ってという形だったと思うのですが、国はもっと積極的にここはやるべ

きだと思しますので、無償化は行うべきだと思います。採択をして国に対してしっかりと網走としての意見を届けるべきだと思います。

○永本浩子委員長 他に御意見ありますか。

○村椿敏章委員 私もこの給食費の無償化は、国に対して陳情していくべきだと思いますので、採択をしていただきたいと思います。

○永本浩子委員長 ほかに。

○古田純也委員 私も先ほどと同じように、やはり財源のことを考えると、ここは継続をお願いします。

○永本浩子委員長 御意見が分かれて意見の一致を見なかったということで、閉会中継続審査ということで報告することに決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

○永本浩子委員長 次に移ります。

陳情第8号これからの高校づくりに関する指針を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める陳情について審査いたします。

この陳情について、委員の皆さんの御意見をお示しいただきたいと思います。

○平賀貴幸委員 過去にも学校の、高校の統廃合が行われるような検討する会議が振興局で行われているのですけれども、そういったところに私も何度か出て発言をしたこともございます。

やはり地域の声に配慮した形での高校配置というのは大切だということと、後で特別支援学校に対する陳情も出てきますけれども、高校もこの特別支援教育に含まれるということを考えると、ここにもその障がいのあるお子さん達が通っていくことが、本来はインクルージョン、統合教育を考えると望ましいのです。

それを考えると、人数が少なくなるということが必ずしも悪いことじゃなくて、障がいのあるお子さんでも一般の高校で学ぶ、その機会を保障することになります。

そういった意味でも高校づくりに対する支援について、私はまだまだ見直す点はあると思いますので、今回の陳情については採択をして、そういった総合的な観点での取り組みを求めていくというふうに思います。

○永本浩子委員長 他に御意見ございませんか。

○近藤憲治委員 こちらの陳情につきましては、改

選前の過去にも議論をさせていただいたところがあるテーマでございます。

総論的に、高校統廃合というのは地域の実情であったり、住民の声をできる限り反映をしながら、丁寧に行っていくという必要があるという前提はございますけれども、一方で人口減少でありますとか、財源の先細りといったことから、今ある高校全て今の形で残すというのも現実的ではないというふうに考えております。

そういう点でこの陳情につきましては、文言の中にございますけれども、「機械的な」、過去にも議論をさせていただきましたが、機械的に見える人もいればそう見えない人もいるのが、この高校統廃合のプロセスというふうに私は受けとめておりますので、陳情としては採択いたしますけれども、意見書提出の際にはこの「機械的な」の部分を、過去にも修正をさせていただきましたが、「拙速な」でありますとか、そういった表現に修正をすることが可能であれば、こちらは採択することができるというふうに考えております。

○永本浩子委員長 文言整理の上で採択ということ。

ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、文言整理の上で採択ということ。

陳情第8号に関しては採択ということで、意見書案としては、文言整理をするということで決定させていただきたいと思っております。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永本浩子委員長 それでは次に、陳情第9号 特別支援学校の設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める陳情について、審査いたします。

この陳情について、皆さんの御意見をお示しいただきたいと思っております。

○平賀貴幸委員 過去にも出てきている陳情ですけれども、そのとき申し上げましたけれども、特別支援学校には設置基準が残念ながらない状態なのは、今も変わっておりません。

その関係もあって、学校によっては厳しい状態で授業をやらざるを得ない。ここに記載がありますけれども、そういったところがあるのは現実のことで、ですから、やはりここはしっかりそういったものをつくっていくと。

それから特別支援学級についても、学級編制の標準の改善をやっぱりこれはやらなければいけないというふうに思うところです。

障がいのある方々がふえていると、私は思っておりません。

ただ、いろいろわかってきたことがふえたので、発見される確率が見つかってきたということと、それから子供の関わり方が、我々が子供の頃と変わった関係があって、なかなかその是正といいますかね、うまくその子供の集団等の中でですね、改善できないというケースがふえてきている結果だと思います。

そういったことを考えても、やはりこういった配慮が必要だと思いますので、ぜひ採択していただいて改善へと前に進めていただきたいと思います。

○永本浩子委員長 ほかに御意見ございませんか。

○古田純也委員 私も採択で。

○永本浩子委員長 採択。

ほかに、いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、陳情第9号特別支援学校の設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める陳情については、全会一致で採択ということで決定させていただきたいと思っております。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永本浩子委員長 次に「陳情第10号臓器移植の環境整備を求める意見書提出についての陳情について審査いたします。

この陳情について、皆さんの御意見をお示しいただきたいと思っております。

○金兵智則委員 臓器移植の環境整備を求めるという形の陳情ということで、臓器移植の提供施設や臓器提供数が少ないということは、ニュースなり何なりで皆さんが見てのとおりだと思いますので、環境整備を進めてくださいという形の陳情ですので、採択をお願いしたいというふうに思います。

○永本浩子委員長 ほかに御意見。

○村椿敏章委員 私もこの陳情に対しては、採択すべきと考えてはいるのですけれども5番ですね。5番の②に医師に対する危険性の告知義務、それから③で厚生労働省へ医師が告知をしなきゃいけないという義務という言葉が入っていて、そこについては、なかなか難しいところなのではないかと。

この部分について国民的にも大いに議論していっ

て、正しい移植のあり方を広げていく必要があると思うものですから、この5について、②と③を除いて採択すべきと考えます。

○永本浩子委員長 記の5の②、③を削除した上での採択ということによろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

○古田純也委員 私はこの件に関しては継続で。

○永本浩子委員長 継続。

○古田純也委員 はい。

○永本浩子委員長 ほかに御意見ございませんか。

○平賀貴幸委員 すいません、継続がなぜなのかわからないと、それでいいのかわからちょっと判断つかないので、御説明いただければと思います。

○古田純也委員 ちょっと、この件に関してはちょっといろいろと… より一層の研究をしたいということで、継続ということで示しました。

○永本浩子委員長 ほかに。御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、意見の一致を見なかったため、閉会中継続審査とすることを報告することに決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

それでは、意見書案を配付するために暫時休憩いたします。

午前11時44分休憩

午後0時03分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

ただいま配付されました意見書案、内容確認していただきまして、これでよければ決定したいと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは…

○近藤憲治委員 記を直していただきありがとうございます。

先ほどの負担率の改善の部分なのですが、日本語の見せ方としてなのですが、最終段落「これらのことから」から始まって、「当面負担率改善の検討」という中で、一字つながりになってしまっているの、例えば「当面『の』負担率改善の検討」とかですね… に直していただいたほうが、日本語としては意味が通じやすくなるかと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○永本浩子委員長 当面「の」ということで、「の」を入れるということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではこれで決定したということで、意見書に関しましては委員長名によりまして委員会として意見書案を本会議に上程することに決定したいと思います。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

また意見書の提出先は、地方自治法第99条の規定に基づき、関係行政庁に提出することに決定したいと思います。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永本浩子委員長 それでは、次の議題に移りたいと思います。

最後に、行政視察についてお諮りしたいと思います。

まず、この行政視察を実行するかしないかということを検討したいと思いますけれども、御意見いかがでしょうか。

〔「実施する」と発言する者あり〕

では、実施するということで。

日程についてはですけども、例年10月に実施しているわけですが、改選の年度は同じく10月ということでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

視察項目また視察先の検討ですけども、それぞれ検討していただきまして、その案を持ち寄って次の委員会で自主的な検討をしたいと思っておりますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、6月27日に総務経済委員会を開催しますので、そのあと文教民生委員会を開催していただきまして、それまでに皆さんの視察項目、視察先をまとめて案を持ってきていただきますようお願いいたします。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

以上をもちまして文教民生委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午後0時05分閉会